

発議第2号

広報広聴特別委員会設置に関する決議

次のとおり広報広聴特別委員会を設置するものとする。

- 1 名 称 広報広聴特別委員会
- 2 目 的 飛驒市議会基本条例（飛驒市条例第28号）第7条第4項の規定に基づき、平成29年飛驒市議会に関する議会だよりの編集及び飛驒市ホームページの議会情報掲載等議会広報に関する調査研究。
市民意見交換会の開催、企画及び調整。
- 3 委員定数 7人
- 4 継続期間 委員会は議会だよりの編集・調査、及び市民意見交換会の終了まで継続して設置し、議会閉会中も調査することができるものとする。

平成29年3月22日提出

提出者 議会運営委員会
委員長 野村 勝憲